

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	宜野湾市 児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県宜野湾市長

公表日

令和4年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・申請者が、児童手当の認定・更新・額改定・変更・消滅届等を申請をする。・申請者からの申請書類を審査する(その際、庁内他部署や他団体から情報提供を受ける場合もある)。・申請書類をシステム入力し、各種決定を行う。・各支払期に児童手当の支給を行う。・他団体からの照会を受け、情報提供を行う。・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。
③システムの名称	児童手当システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童手当情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1項番56 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2項番26.30.87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2項番74.75 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 福祉推進部 児童家庭課
②所属長の役職名	児童家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 福祉推進部 児童家庭課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	児童家庭課長 岡田 洋代	児童家庭課長 宮城 葉子	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年1月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・申請者が郵送または窓口で、児童手当の認定・更新・額改定・変更・消滅届等を申請する。 ・申請者からの申請書類を審査する(その際、庁内他部署や他団体から情報提供を受ける場合もある)。 ・申請書類をシステム入力し、各種決定を行う。 ・各支払期に児童手当の支給を行う。 ・他団体からの照会を受け、情報提供を行う。	・申請者が、児童手当の認定・更新・額改定・変更・消滅届等を申請する。 ・申請者からの申請書類を審査する(その際、庁内他部署や他団体から情報提供を受ける場合もある)。 ・申請書類をシステム入力し、各種決定を行う。 ・各支払期に児童手当の支給を行う。 ・他団体からの照会を受け、情報提供を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	平成30年1月31日実施予定のため
平成30年1月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	児童扶養手当システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童扶養手当システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	平成30年1月31日実施予定のため
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	児童家庭課長 宮城 葉子	児童家庭課長	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	
令和2年6月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2項番26.30.87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2項番74.75 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2項番26.30.87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2項番74.75 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	事後	
	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	提供・移転しない	十分である	事後	
	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	内部監査	自己点検	事後	